（法第二条第八号イの国土交通省令で定める要件）

第五条　法第二条第八号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。

一　乗車定員百人以上であって、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（法第二条第八号イに規定する連節バスをいう。）であること。

二　道路運送高度化事業（法第二条第八号イに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。

三　走行円滑化措置（法第二条第八号イに規定する走行円滑化措置をいう。）に対応した機器が設けられたものであること。

四　（略）

（法第二条第八号ロの国土交通省令で定める要件）

第六条　法第二条第八号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　運行経路指示システム（法第二条第八号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。

二　（略）

三　道路運送高度化事業（法第二条第八号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。

四　（略）

（法第二条第九号の国土交通省令で定める措置）

第七条　法第二条第九号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

一～四　（略）

（法第二条第九号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上）

第八条　法第二条第九号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び利便性の向上とする。

（法第二条第十号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更）

第九条　法第二条第十号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件）

第五条　法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。

一　乗車定員百人以上であって、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（法第二条第七号イに規定する連節バスをいう。）であること。

二　道路運送高度化事業（法第二条第七号イに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。

三　走行円滑化措置（法第二条第七号イに規定する走行円滑化措置をいう。）に対応した機器が設けられたものであること。

四　（略）

（法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件）

第六条　法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　運行経路指示システム（法第二条第七号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。

二　（略）

三　道路運送高度化事業（法第二条第七号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。

四　（略）

（法第二条第八号の国土交通省令で定める措置）

第七条　法第二条第八号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

一～四　（略）

（法第二条第八号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上）

第八条　法第二条第八号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び利便性の向上とする。

（法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更）

第九条　法第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）